

新宿都税事務所からのお知らせ

1月のeLTAX運用日時のお知らせ

東京都では、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。対象税目は以下のとおりです。休日でもeLTAXをお使いいただける日がございます。1月は固定資産税（償却資産）の申告月ですので、ぜひ電子申告をご利用ください！

<対象税目>

法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）、都民税利子割・都民税配当割・都民税株式等譲渡所得割、都たばこ税、ゴルフ場利用税、宿泊税、軽油引取税、不動産取得税

<利用手続についてのお問合せ>

eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAXホームページをご覧ください。

なお、eLTAXのご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

【 ホームページ】



エルタックス

検索

<申告内容や納税についてのお問合せ>

【納税】所管都税事務所の徴収管理班

【申告、申請・届出】所管都税事務所の各税目担当班

●国税の電子申告・電子納税等については、 e-Tax ホームページをご覧ください

【e-Tax ホームページ】

<eLTAX 1月の運用日時> (eLTAXホームページから引用)

電子申告システム運転時間：● 0:00～24:00 ○ 8:30～24:00 × 休止中

1月						
月	火	水	木	金	土	日
			1 ×	2 ×	3 ×	4 ○
5 ○	6 ●	7 ●	8 ●	9 ●	10 ●	11 ●
12 ○	13 ●	14 ●	15 ●	16 ●	17 ●	18 ●
19 ○	20 ●	21 ●	22 ●	23 ●	24 ●	25 ●
26 ○	27 ●	28 ●	29 ●	30 ●	31 ●	

(参考) 【通常利用時間】

8時30分～24時（土・日・休日、年末年始12/29～1/3を除く）

～23 区内に償却資産をお持ちの方へ～

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23 区内)

償却資産とは	会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等
申告が必要な方	令和8年1月1日現在、償却資産を所有している方
申告先	償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班
申告期限	令和8年2月2日（月）

◆詳しくは、資産が所在する区にある都税事務所の償却資産班までお問い合わせください。

◆また、主税局ホームページにも詳しい内容を掲載していますので、ぜひご利用ください。

申告の手引きや各様式のダウンロード、Q&A や軽減制度に係る解説をご覧ください。

東京都主税局 償却資産

検索



償却資産の申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます


ホームページ



エルタックス

検索



eLTAX イメージキャラクター
エルレンジャー



東京都新宿都税事務所（相談広報担当）

新宿区西新宿7-5-8 (03-3369-7151)



法人会の「令和8年度税制改正に関する提言」（概要）

法人会からの提言

意見広告

税と社会保障の一体改革を！

中小企業を中心として全国約70万社の会員企業で構成される「経営者の団体」公益財団法人全国法人会総連合（略称：全法連）は、9月26日開催の理事会において「令和8年度税制改正に関する提言」を決議しました。参院選に向けた物価高対策の公約として、「消費税減税」がクローズアップされましたが、社会保障の財源に充てる消費税の減税は、高齢化の進展に伴って社会保障給付に対する財政需要が高まっていく中で、物価高対策として適切な政策と言えるでしょうか。消費税減税の代わりに給料から天引きされる社会保険料が高くなれば、企業負担だけでなく、現役世代の負担も重くなります。こうした点からも与野党で税と社会保障を一体的に改革し、国民負担のあり方を改めて考える必要があることを求めました。また、世界経済に対するトランプ関税の影響は今後、本格化する恐れがあり、日本に与える打撃にも細心の注意が求められます。こうした中で地域経済と雇用の担い手である中小企業の経営環境も厳しさを増しており、税財政上のきめ細かな支援が不可欠です。

1990年度と2025年度における国の一般会計歳入・歳出の比較



公益財団法人全国法人会総連合
会長 齋藤 保
株式会社計11特別顧問

令和8年度税制改正に関する提言（概要）

Ⅰ 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

財政健全化は国家的課題であり、本格的な歳入・歳出の一体的改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けず、分野別の具体的な削減の政策と工程表を明示した上で着実に改革を実行し、我が国財政の持続可能性を確保しなければならない。特に今後、大規模な自然災害や新たな感染症の拡大等、有事の際には膨大な財政需要が発生することも想定される。そうした事態が起きた場合でも、機動的な財政出動を可能にするために財政健全化は必要な取り組みである。

Ⅱ 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の重要な担い手だけでなく、日本経済の礎でもある。中小・零細企業は企業全体の9割以上、国内雇用の7割を占める大きな存在である。そうした企業が将来にわたって存続し、存在感を発揮し続けるためには、中小企業の活性化が不可欠である。

- (1) 中小法人に適用される経路税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引上げ
- (2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化
- (3) 償却資産に対する課税の見直し
- (4) 中小企業の事務負担軽減 等

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

中小企業は物価高騰の中で物価上昇を上回る賃上げが求められ、厳しい経営を強いられている。さらに昨年10月から社会保険の適用範囲が拡大されたが、資金要件は3年以内に、企業規模要件も10年かけて段階的に緩和することとしている。中小企業の社会保険料負担は年々増加しており、事業主への過度な保険料負担を抑制しつつ、女性の就労や人材確保の観点から、配偶者控除や第3号被保険者制度の問題を含め、税と社会保障を一括して議論しなければならない。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の受け皿などとして大きく貢献している。中小企業経営者の高齢化も進んでいる中で、中小企業が相継ぎの負担等によって次世代に円滑な事業の承継ができれば、そうした企業が保有する独自の技術やサービスが失われ、ひいては我が国の経済・社会の損耗が際立つことになりかねない。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
- (2) 取引相場のない株式の評価の見直し
- (3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

3. 消費税への対応

政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要があり、問題があれば廃止を含めて制度を見直す必要がある。

- (1) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置（80%控除可能）の延長
- (2) 小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置（2割特例）の延長 等

法人会とは

私たち法人会は、中小企業を中心として全国約70万社の会員企業を擁する団体です。41都府県に440の単位法人会が組織され、創設から70年をむかえ、国・都府県ともいえる「税」の分野を中心とした活動を全国的に展開し、中長期税制改正の議論・推進に参画してまいりました。近年は、我が国の将来を見据えた税の制度や各種所得等の税制、地域社会貢献活動に資する取組の推進や税の普及啓発、さらには企業の経営コンプライアンス向上に資する取組にも力を注いでいます。また、法人会青年部会を中心に、社会保険給付の増進と安定的な雇用の確保に資するため「社会保険給付の増進と安定的な雇用の確保に関するプロジェクト」を展開し、①「健康経営」を軸とした企業の実力向上や②「健康経営」を軸とした企業の実力向上や③「健康経営」を軸とした企業の実力向上に向けたアクションプランに取組んでいます。健康経営はNPO法人健康経営協会の登録団体です。

公益財団法人
全国法人会総連合

提言書の全文は、全法連ホームページに
掲載しておりますので、ご覧ください。
<https://www.zenkokuhojininkai.jp>



上記は、2025（令和7）年10月3日に日本経済新聞に掲載された全国法人会総連合の意見広告です。



おすすめは焼肉、担々麺、麻婆豆腐といった定番の料理はもちろんですが、オリジナル料理や中国各地の田舎料理を取り入れて入れています。福建省の田舎風「ナスのから揚げ」は誰もがビックリする一品です。

●日曜で心がけていることや、こだわりはどのようなことですか？
厨房、ホールスタッフの若い世代に背中を見せ、全員でお客様をおもてなしすることを心がけています。

●新しいお店とか、今後、取り組みたいと考えていることはありますか？
おいしい料理、酒、豪華さやオシャレな雰囲気といった非日常的な空間、スタッフの接客などを同様に維持しなければならぬので、多店舗展開は難しいです。目の届く範囲で2店舗を目指したいと思っています。

●四谷法人会に期待することやご希望を教えてください。
長い歴史のある企業や幅広い活動されている企業が参加されているので、その中で勉強させていただければと考えています。

●ありがとうございました。

●会社業務内容を教えてください。
「縁香園」という中華料理の店をオーナーシェフとして神楽坂で経営しています。店は今年で10周年で、50名のホールと2名から20名の個室が各室あります。

●お客様はどのような方が多いですか。おすすめの料理を教えてください。
お客様はファミリーやビジネスパーソンのランチ、ディナーはビジネスでの接待や会食が多いです。シニアの方まで年齢層も幅広く、お食事を楽しんでいただいています。ランチを16時まで提供していますので、昼食を食べそびれてしまった方から喜ばれたりしています。

●店名はどのような由来があるのですか？
店の名前は親しくしていただいている飲食界の社長に音だけ「エンカエン」と命名していただいていたのですが、漢字をあてはめまして、最初に「香」はお世話になった「昭和園」から取ることとし、「縁」は人と人との縁、「香」は中華の「華」ではなく料理の重要な要素である香りから取りました。

●ありがとうございました。

喜 業 訪 問

株式会社 縁香園

老若男女、どのようなシーンでも、楽しめる料理を。



代表取締役 秋場俊雄氏

DATA BOX

株式会社 縁香園

代表取締役 秋場俊雄氏

東京都新宿区神楽坂 5-1

神楽坂テラス 2F

TEL 03-6280-8868

FAX 03-6280-8878

[https:// www.enkaen.jp/](https://www.enkaen.jp/)

定休日 年中無休 年末を除く

営業時間

月～金 ランチ 11:15～16:00

ディナー 17:15～22:30

(L.O.21:45)

土・日・祝 11:15～21:30

(L.O.21:00)

アクセス

都営大江戸線 牛込神楽坂駅

A3 番出口 徒歩 3 分

J R 中央線 飯田橋駅 西口

徒歩 6 分

地下鉄有楽町線・南北線 飯

田橋駅 B3 番出口 徒歩 5 分

地下鉄東西線 神楽坂駅 1 番

出口 徒歩 6 分

		年 度
本 部 活 動	8 月 4 日	日商大会執務と業務上の関係
	9 月 16 日	第 1 回定例会(ワグネル会)
	9 月 26 日	第 1 回理事会
	9 月 28 日	日商大会
	10 月 20 日	役員総会
	10 月 23 日	新年度進捗及び目標管理報告会
	10 月 26 日	中評会
	11 月 4 日	第 2 回定例会(ワグネル会)
	11 月 12 日	第 2 回理事会
	11 月 13 日	第 2 回役員総会
女 性 部 会	11 月 14 日	日商大会報告会
	9 月 11 日	役員会
	9 月 11 日	総会及びコンクール 1 次大会
	10 月 6 日	総会及びコンクール 2 次大会
	10 月 9 日	役員会
	10 月 9 日	第 3 回定例会(ワグネル会)
	11 月 6 日	女性部活動報告会報告会
	11 月 10 日	総会及びコンクール 3 次大会
	11 月 10 日	総会及びコンクール 4 次大会
	11 月 17 日	総会及びコンクール 5 次大会
部 会	11 月 21 日	総会及びコンクール 6 次大会
	11 月 24 日	総会及びコンクール 7 次大会
	11 月 25 日	総会及びコンクール 8 次大会
	11 月 28 日	総会及びコンクール 9 次大会
	9 月 12 日	役員会
	9 月 26 日	役員総会
	10 月 2 日	役員会
	10 月 2 日	役員会
	10 月 8 日	役員総会
	10 月 8 日	役員会
青 年 部 会	10 月 20 日	役員会
	11 月 6 日	総会報告及び報告の中間発表
	11 月 7 日	総会報告及び報告の中間発表
	11 月 10 日	全国青年大会・山梨大会 (へ)
	11 月 26 日	全国青年大会(総会)
	11 月 27 日	報告大会
	11 月 27 日	三郷会全体総会報告会
	9 月 19 日	役員会
	10 月 21 日	役員会
	11 月 6 日	役員総会報告会
募 金 部 会	10 月 15 日	役員会
	11 月 20 日	ワグネル会総会報告、総会
	9 月 6 日	役員会
	8 月 5 日	役員総会
	9 月 18 日	役員総会報告会
	10 月 22 日	総会報告会
	11 月 17 日	役員会
	9 月 12 日	第 1 回総会報告会、総会
	11 月 4 日	第 2 回総会報告会、(今期)
	11 月 4 日	第 3 回総会報告会、(今後)
研 修 会・講 演 会	11 月 4 日	第 4 回総会報告会、(今期)
	11 月 4 日	第 5 回総会報告会、(今後)
	11 月 4 日	第 6 回総会報告会、(今後)
	11 月 4 日	第 7 回総会報告会、(今後)
	11 月 4 日	第 8 回総会報告会、(今後)
	11 月 4 日	第 9 回総会報告会、(今後)
	11 月 4 日	第 10 回総会報告会、(今後)
	11 月 4 日	第 11 回総会報告会、(今後)
	11 月 4 日	第 12 回総会報告会、(今後)
	11 月 4 日	第 13 回総会報告会、(今後)

[illegible]

月日	參觀人數
9月16日	51名
10月15日	17名

來源：新加坡史博館

日付	集会人数
10月23日	19名

会場：四谷新教室

新入会員名簿

日期	参加人数
9月4日	6名
9月11日	6名
9月18日	6名

10月9日	6名
10月16日	6名
10月22日	6名
10月27日	6名

2025年9月～1

日期	参加人数
9月26日	36名
10月1日	33名
10月10日	22名

1146 : 2015.05.21 10:00:12

月

日期	案件人数
11月7日	12名
11月13日	13名
11月19日	10名

9月12日

姓名	代
----	---

日付	新設人数
9月10日	7
10月9日	11
11月12日	1

参加人数	会場
6名	四谷会館センター

10

客
名
姓



7期	法人名	代表者	業種
13	埼玉県中央サービス	橋松 典夫	保険代理業
15	稲荷士クラブ	宮野 岳	保険業
18	株式会社コミュニケーションズ	武山 健自	広告制作業
19	中公文庫株式会社	小山 昭文	不動産賃貸業
20	株式会社キューブ	稲田 恵典子	飲食業
21	株式会社ウェィ	山本 裕子	不動産管理

順	法人名	代表者	事業
23	合同会社 Ricolite d'Or	島崎 麻梨耶	地域活性化支援策
23	株式会社リノオウル	渡辺 久美子	サービス業
賛 助 会 員			
	高岡典彦税理士事務所	高岡 典彦	税理士業
	神津・山田税理士法人	尾部 良一	税理士業

の活動の影にのみなりました。

第2部の視察会では、各都から集まった旧知の仲間との親交を深め、また、和やかで有意義な、日となりました。

女性部会の社会貢献活動

社会福祉協議会へ使用済切手を寄贈

日時 令和7年9月9日（水）

会場 新宿区社会福祉協議会（東京都）

参加者 4名

10月9日（木）、新宿区社会福祉協議会分室において、使用済切手を田部会長、松本副会長から、新宿区社会福祉協議会へ寄贈いたしました。

事務局へお送りいただけるようお願いします。

3940名を寄贈いたしました。

ビルマニョン・ミン経連支部会実務研修会

不動産賃貸業におけるカスターハラスメント対策

講師 市川総合法律事務所
代表弁護士 香川 希理 氏

日時 令和7年9月29日

会場 新宿歴史博物館（南講座）

参加者 24名

9月29日（木）、ビルマニョン経連支部会では、不動産賃貸業界では、カスターハラスメントのリスクが非常に高く、増加している。雇用管理上の配慮不足によってカスターハラスメントの被害を受けるケースが増え、「カスターハラスメント対策」が重要である。講師として、市川総合法律事務所から、市川希理氏をお招きして講演いただきました。

講演には、マンション管理の法廷に精通され、小売店の漫画「正義の味方」の協力を承けておられた香川市川希理氏をお招きして講演いただきました。

カスターハラスメント対策、カスターとは、そして具体的な対応策、企業としてカスター対策に幅は「一講演だけでは、貴重なお話をあやうがうございました。」

ビルマン・ジョン(経営者部会)
公益社団法人武蔵野法入会不動産賃貸経営専門部
の対立関係

日時 令和7年10月29日(水)
会場 東急池上ホテル
参加者 21名、26名

ビルマン・ジョン経営者部会では、令和7年10月29日(水)に、武蔵野法入会不動産賃貸経営専門部部長と副部長との合同会議として、不動産関連の諸問題は武蔵野法入会と四国法大が密着して闘っている。今年には武蔵野法の入会が幹事となり、イギリスの東急エスエルに入会し、イギリスの東急エスエルは「ホムステット」のシン・シオタウ氏(氏名を隠す)、「ホムステット」のシン・シオタウ氏は「ホムステット」として講演を拝聴した。シン・シオタウ氏は「ホムステット」は吉祥寺をはじめとした街中で有名なイスラム教の著名な有名者である。イスラム教でいうところの、方々五ヶ所から世界まで歩行者に近接する所も巧みなので、とてもよい場所である。その後、懇話会は、武蔵野法入会の力と互いの情報交換や仕事の面談などを通じて親睦を深めることができ、とても有益で楽しい会となりました。

第19、20支部研修会

日時 令和7年9月3日(水) 17時30分
会場 新宿 牡蠣ステーキ

第一部 研修会
(令和7年度規則改正・基礎控除等の見直し)
講師 四谷税務法律事務所 建設業部 屋川伸子 主席

第二部 懇話会
参加者 17名
第1者は、令和7年度制度改正においては、所得税の基礎控除の見直し等があることになりましたので、四谷税務法律事務所建設部にて星川上場を迎え、令和7年度制度改正・基礎控除等の見直しについて、分かりやすくの説明がありました。
研修会後、第二部の19支部と20支部の懇話会は相気あいあいと楽しく有意義なひとときでした。

